(厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部改正)

る利用者等が選定する特別な居室等

 \bigcirc

提供に係る基準等(平成十二年

厚生省告示第百二十三号) *⑦* 部を次 \mathcal{O} 表 のように改正 する。

第十一条

厚生労働

大臣

一の定め

(傍縞部分は改正部分)	
达 正	絲剖 分
改正	IJ
	改
部分)	IE
	部分)

改
正後
改 正 前

口 (3) (1) • 特 (2) 事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準 指定短期入所療養介護事業者又は指定介護予防短期入所療養介護 施設又は介護医療院である指定短期入所療養介護事業所又は指定 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健 (略)

上であること。 護予防短期入所療養介護事業所にあっては六・四平方メートル以 介護予防短期入所療養介護事業所にあっては八平方メートル以上 病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所又は指定介

(4) (6)

ハ~ホ 介護医療院による入所者等が選定する特別な療養室の提供に係る

(2)(1)基準 特別な療養室の定員が、 一人又は二人であること。

で除して得た数が、 おいて「運営規程」という。 一十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程 該介護医療院の特別な療養室の定員の合計数を施行規則第百 おおむね百分の五十を超えないこと。 に定められている入所者等の定員 (6) (2)

(3)ル以上であること。 特別な療養室の入所者等一人当たりの床面積が、 八平方メート

(4)受けるのにふさわしいものであること の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から 特別な療養室の施設、 設備等が、 利用料のほかに特別な療養室

(5)特別な療養室の提供が、 入所者等への情報提供を前提として入

口 事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準 指定短期入所療養介護事業者又は指定介護予防短期入所療養介護

(1) (2)

療養介護事業所にあっては六・四平方メートル以上であること。 所である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所 所療養介護事業所にあっては八平方メートル以上、病院又は診療 施設である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保

(4) (6)

ハーホ

(新設)

等 0 から行わ 選択に基づ れるも のので、 て行 われるもの こと であ ŋ サ ĺ ピ ス 提 供 Ŀ

運営規程に定められていること。特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額

トーその他

(1) イからへまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室(以下「居 (1) イからへまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室(以下「居 (1) イからへまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室(以下「居 (1) イからへまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室(以下「居 対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注一十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地での注7並びに介護に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百での注7並びにハ⑴から⑶までの注8並びに介護医療院サービス

へその他

(1)

、明確に説明した上で契約を締結すること。
、明確に説明した上で契約を締結すること。
、明確に説明した上で契約を締結すること。
、明確に説明した上で契約を締結すること。
、明確に説明した上で契約を締結すること。
、明確に説明した上で契約を締結すること。
、明確に説明した上で契約を締結すること。
、明確に説明した上で契約を締結すること。
、明確に説明した上で契約を締結すること。

(2)介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注15及び注 額の算定に関する基準 から③までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の (2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、 ビスのイ(1)から(4)までの注11、 設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サー 介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、 告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の ビス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省 から③までの注9及び二①から④までの注6並びに指定施設 養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11 位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型 十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単 |並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十七号) (平成十八年厚生労働省告示第百二十六号 イ(1)から(4)までの注12、 ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1) 別表指定介護予 介護保健施 口(1)及び いサー ハ (1)

に 注 16、

での注13、

口(1)及び(2)の注9、

口(1)及び(2)の注10、

に介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注12、

ハ(1)から(3)ま

介護保健施設サービスのイ及びロの注11並びに注12並び

患者から受けることはできないものとする。 患者から受けることはできないものとする。 に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指

ては、

特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

0

入所者及び入院患者から受けることはできないも

ら3までの注4に定める者が利用、の注9、口1)から4)までの注9、ハ

のとする。支払を利用者、

防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費の

イ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)

ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)か

入所又は入院するものについ

一 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

イ 特別な食事の内容等について

(1) (略)

(i) (ii) (iii)

口

(略

二 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

特別な食事の内容等について

(1) (略)

(2) 指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所生活介護の上に介護を対していること。

(i) (ii) (略

口

(略